

鶴岡市人事行政の運営等の状況について

「地方公務員法」及び「鶴岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件等の概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 部門別職員数（各年度4月1日現在）

区 分		職員数（人）		増 減
		令和5年度	令和6年度	
一般行政	議会	8	8	0
	総務	215	218	3
	税務	69	68	▲ 1
	労働	2	2	0
	農林水産	98	97	▲ 1
	商工	38	38	0
	土木	87	87	0
	民生	133	140	7
	衛生	95	87	▲ 8
	小計	745	745	0
特別行政	教育	162	166	4
	消防	210	209	▲ 1
	小計	372	375	3
普通会計 合計		1117	1120	3
公営企業等	病院	655	641	▲ 14
	水道	29	29	0
	下水道	28	28	0
	その他	58	58	0
	小計	770	756	▲ 14
総合計（普通会計+公営企業等）		1,887	1,876	▲ 11

（注） 1 職員数は、再任用短時間職員・会計年度任用職員を除く一般職の職員数を記載しております。

2 職員数には休職中・休業中の職員を含んでおり、欠員分は除いております。

② 採用・退職の状況（令和５年度）

区分	採用（人）	退職（人）
行政	49	24
保健師	3	0
保育士	0	1
医師	14	22
医療技術職	7	7
看護師	12	28
消防士	3	3
技能職	2	0
合計	90	85

③ 職員採用競争試験の状況（令和５年度）

区分	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率
上級行政	99	35	2.8
上級行政（障害者）	2	0	—
上級土木	1	0	—
上級建築	1	0	—
上級電気	0	0	—
保健師	9	6	1.5
初級行政	30	15	2.0
初級行政（障害者）	1	0	—
初級土木	2	2	1.0
初級建築	2	2	1.0
初級電気	1	1	1.0
技能職	15	4	3.8
社会人土木（UIJ）	1	1	1.0
消防士	47	5	9.4
薬剤師	5	5	1.0
理学療法士	6	3	2.0
管理栄養士	10	1	10.0
放射線技師	2	2	1.0
看護師	22	20	1.1
合計	257	103	

2 職員の給与の状況

数値は、令和6年度公務員給与実態調査（令和6年4月実施）等によるものです。

●人件費の状況（令和5年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口 (R6.3.31 現在)	歳出額 (A)	実質単年度 収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和4年度 人件費率
117,821 人	755 億 9,118 万	3 億 4,635 万	106 億 8,949 万	14.1%	13.8%

(注) 人件費には、共済費及び特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

① 職員給与費の状況（令和6年度普通会計予算）

職員数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	一人当りの 給与費 (B/A)
1,190 人	46 億 8,689 万円	8 億 4,928 万円	18 億 9,398 万円	74 億 3,015 万円	624 万円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 令和6年度当初予算に計上された一般職の額です。
3 会計年度任用職員の給与等は含みません。

② 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	336,945 円	43.8 歳
技能職	327,924 円	51.9 歳

(注) 平均給料月額とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

③ 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		鶴岡市		国	
		決定初任給	採用後2年 経過日の 給料月額	決定初任給	採用後2年 経過日の 給料月額
一般行政職	大学卒	199,100 円	210,600 円	総合職 208,000 円	219,600 円
				一般職 196,200 円	206,600 円
	高校卒	168,300 円	176,900 円	166,600 円	174,900 円

④ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	260,100 円	317,027 円	369,400 円
	高校卒	241,500 円	該当なし	321,666 円
技能職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

⑤ 一般行政職の級別職員数の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 冠専門員 専門員 主任	主査 係長 冠専門員 専門員	課長補佐 主査	課長 主幹	部長 次長 参事	
職員数	102 人	74 人	104 人	186 人	141 人	56 人	27 人	690 人
構成比	14.8%	10.7%	15.0%	27.0%	20.4%	8.1%	4.0%	100%

（注）1 級区分は鶴岡市の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級の代表的な職名です。

⑥ 職員の手当の状況

（ア）期末・勤勉手当（令和 6 年度支給割合）

区分	鶴岡市			国		
	6 月期	12 月期	計	6 月期	12 月期	計
期末手当	1.25 月分	1.25 月分	2.5 月分	1.225 月分	1.225 月分	2.45 月分
勤勉手当	0.975 月分	0.975 月分	1.95 月分	1.025 月分	1.025 月分	2.05 月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置…有				同左		

（イ）退職手当（令和 5 年度）

区分		自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置…有	
一人当たり平均支給額		1,719 万円	

（注）1 本市は、山形県市町村職員退職手当組合に加入し、国の制度と同様です。

2 平均支給額は、令和 5 年度に退職した普通会計に係る職員に支給された平均額です。

(ウ) その他の手当 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	鶴岡市	国
扶養手当	○ 子 10,000 円 ○ 子以外 6,500 円 ○ 扶養親族である子のうち、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算	同左
住居手当	○ 借家 限度額 28,000 円 家賃額が月額 14,000 円を超える職員が対象	○ 借家 限度額 28,000 円 家賃額が月額 16,000 円を超える職員が対象
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上に支給 ○ 交通機関利用 限度額 55,000 円 ○ 自動車等の交通用具使用 限度額 55,000 円	○ 交通機関利用 限度額 55,000 円 ○ 自動車等の交通用具使用 限度額 31,600 円
管理職手当	(行政職の例) 部長級 66,400 円 次長級 57,500 円 課長級 41,600 円 主幹級 35,300 円	(代表例) 本府省・課長 (一種) 130,300 円 本府省・室長 (二種) 94,000 円 府県単位機関・部長 (三種) 72,700 円 管区機関・課長 (四種) 62,300 円 地方出先機関・課長 (五種) 46,300 円

(エ) 時間外勤務手当

	支給年額	職員一人当たり支給額
令和 5 年度	3 億 6,105 万円	年額 32 万円
令和 4 年度	3 億 7,286 万円	年額 33 万円

(注) 支給年額及び職員 1 人当たり支給額は、普通会計にかかる職員に支給された額です。

(オ) 特殊勤務手当 (令和 5 年度)

手当の種類 (手当数)		19 種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	○ 診療研究手当 ○ 診療業務手当 ○ 夜間看護手当
	支給職員数の多い手当	○ 夜間看護手当 ○ 看護業務手当 ○ 放射線取扱業務手当

(注) 代表的な手当の名称は、各区分の上位 3 つを記載しました。

⑦ 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分		令和 6 年度月額	区分		令和 6 年度支給割合
給料	市長	914,000 円 (独自減額後)	期末手当	市長	6 月期 1.65 月分
	副市長	718,000 円		副市長	
	教育長	635,000 円		教育長	12 月期 1.65 月分
	病院事業管理者	635,000 円		病院事業管理者	
報酬	議長	510,000 円		議長	計 3.3 月分
	副議長	470,000 円		副議長	
	議員	445,000 円		議員	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 一般職員の勤務時間の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1 週間当たりの勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1 日の勤務時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00	7 時間 45 分

② 各種休暇等の概要

- 年次有給休暇…1 年につき 20 日付与（20 日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
- 病気休暇…負傷・疾病で療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給の休暇
- 特別休暇…結婚、出産、親族の死亡その他特別の事由のため勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇
- 介護休暇…配偶者、父母、子等の負傷、疾病または老齢によって 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある者を介護をするため、勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇
- 育児休業…子が 3 歳に達する日までの限度とした無給の休業（子が小学校就学の始期に達するまでに限り認められ、勤務時間に応じて有給の「育児短時間勤務制度」もあり）

③ 職員の育児休業の取得状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	男	女
令和 5 年度中に子が出生した職員数	29 人	29 人
令和 5 年度中に育児休業を取得した職員数	13 人	29 人

※職員数については、会計年度任用職員は含んでおりません。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者数（令和5年度）

分限処分とは、職員が職務を十分に遂行できない場合等に、公務の能率維持と適正運営を目的とする処分です。

区分	処分者数（人）
降 給	0
降 任	0
休 職	31
免 職	0

② 懲戒処分者数（令和5年度）

懲戒処分とは、職員の非違行為に対し道義的責任を追及することによって公務の規律と秩序の維持を目的とする制裁的な処分です。

区分	処分者数（人）
戒 告	4
減 給	0
停 職	0
免 職	0

5 職員のサービスの状況

① 営利企業への従事許可

地方公務員法の規定に基づき、職員は、任命権者の許可なく、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することは禁止されています。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- 職員が居住地区の消防団員として消火・水防業務等に従事する場合
- 国勢調査員として業務に従事する場合

② 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定に基づき、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合（山形県市町村職員共済組合事業に参加する場合等）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 研修の状況（令和5年度）

研修体系	研修目的	研修内容・派遣機関	受講延人数 (人)
一般研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 課長級職員研修 課長補佐・主査級職員研修 庄内市町職員政策法務研修	384
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するために行う研修	ハラスメント防止研修 メンタルヘルス研修 会計年度任用職員研修	451
派遣研修	職員を各種研修機関に派遣して行う研修	山形県市町村職員研修所 東北公益文化大学大学院 市町村アカデミー	54
自主研修	市行政の能率的な運営に資するため、職員の自己啓発意欲に基づく自主的な研修	8 個人	8
合 計			897

（注）派遣研修の研修内容・派遣機関については、主なものを記載しました。

② 勤務評定の状況（令和5年度）

（ア）昇給の場合

毎年1月1日現在において、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給を決定しています。

（イ）昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格を決定しています。

（注）昇格とは、給与条例に基づく級が上がることです。昇任とは、上位の職（職名）になることです（「2 ⑥ 一般行政職の級別職員数の状況」の表参照）。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 職員の福利厚生事業の概要

下記の表中の「共済組合」とは山形県市町村職員共済組合を、「互助会」とは山形県市町村職員互助会を指します。

(ア) 保健事業の概要（令和5年度）

事業名	事業概要	実施主体
健康診断	○定期健康診断 ○各種がん検診 胃がん検診（40歳以上の職員・30歳以上39歳以下の希望する職員） 大腸がん検診（40歳以上の職員） 肺がん検診（40歳以上の希望する職員） 前立腺がん検診（50歳以上の希望する男性職員） 子宮がん検診（20歳以上の希望する女性職員） 乳がん検診（40歳以上の希望する女性職員）	市 市 市 市 市 共済組合 共済組合
人間ドック	○節目年齢（41歳または51歳の希望する職員） 1泊2日	互助会
脳ドック	○優先型（45歳の希望する職員） 半日 ○希望型（46歳以上の希望する職員） 半日	互助会 互助会
保健指導	○特定保健指導（支援対象者で希望する職員）	共済組合
メンタルヘルスケア	○こころの健康相談 ○メンタルヘルス研修（担当者向け） ○ストレスチェック	市、共済組合 共済組合 市

（注）主なものを記載しました。

(イ) 給付事業の概要（令和5年度）

事項	共済組合	互助会
職員の死亡	○埋葬料 ○遺族厚生年金	○弔慰金
職員の傷病	1. 医療機関に支払うもの ○法定給付の額 2. 職員に支給するもの ○高額療養費 ○一部負担金払戻金	○一部負担金補助金
職員の出産	○出産費	

（注）主なものを記載しました。

(ウ) 貸付事業の概要（令和 5 年度）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800 万円	1.26%	共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300 万円	1.00%	

（注）主なものを記載しました。

② 公務災害の発生状況（令和 5 年度）

	認定件数
公務災害	19 件
通勤災害	2 件
計	21 件

③ 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

令和 5 年度中要求件数	令和 5 年度中処理件数		令和 5 年度末係属件数
	却下	判定	
0	0	0	0

④ 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益処分について不服申立てがあった場合、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は処分を取り消し、修正の採決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対しその処分による不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

令和 5 年度中申立て件数	令和 5 年度中処理件数		令和 5 年度末係属件数
	却下	判定	
0	0	0	0